#### 平成27年教育委員会臨時会会議録(要旨)

1 開催日時 平成28年3月24日(木)

開会:午前9時30分 中断:午前10時30分 再開:午前11時58分 閉会:午後0時5分

- 2 開催場所 教育委員会室 2
- 3 会議次第
  - ○議題の非公開について
  - ○議案第40号 教育委員会委員の辞職の同意について
  - ○議案第41号 教育委員会委員の辞職の同意について
  - ○議案第42号 大津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
  - ○議案第43号 大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規 則の制定について
  - ○議案第44号 大津市教育委員会の会議の傍聴に関する規則の一部を改正する規則の制定に ついて
  - ○議案第45号 大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
  - ○議案第46号 大津市教育委員会教育長職務代理規則を廃止する規則の制定について
  - ○議案第47号 大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する 規則の制定について
  - ○議案第48号 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会への諮問について
  - ○議案第49号 県費負担教職員の懲戒の内申について(非公開)
- 4 出席委員

桶谷委員長、日渡委員、前田委員、井上教育長

5 会議に出席した説明員

船見政策監、井口学校安全政策監、南堀教育総務課長、小林学校教育課長、 伏見教育総務課主幹

- 6 会議に出席した事務局職員 奥川教育総務課主任、伊藤教育総務課主任
- 7 会議を傍聴した者
- (1)一般傍聴者 0人
- (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 8 議事の経過 別紙のとおり

# (議事の経過)

開会 委員長が臨時会の開会を宣言

**議題の非公開** 議案第40号、議案第41号及び議案第49号ついて、非公開とすることを可決

(非公開議案から審議)

#### 議案第40号 教育委員会委員の辞職の同意について

(委員の人事案件であるため、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の 規定に基づき、井上教育長退席のうえ審議。)

# 【説明】

○南堀教育総務課長 議案第40号教育委員会委員の辞職について、井上教育長から今月末をもって 委員の辞職願の提出が本日付であったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条 の規定に基づき委員会の同意を求めるものである。

【質 疑】 なし

【採決】 可決

(審議後、井上教育長入室)

#### 教育委員会委員長職務代理者の指名について

#### 【説明】

○桶谷委員長 次の議案第41号については、委員の人事案件についてであることから、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定に基づき、私は審議に加わることはできないため、議案の審議にかかる委員長職務代理者に日渡委員を指名する。

(桶谷委員長退席。議案第41号については、日渡委員長職務代理者が議事進行。)

# 議案第41号 教育委員会委員の辞職の同意について

### 【説明】

○南堀教育総務課長 議案第41号教育委員会委員の辞職について、桶谷委員長から今月末をもって 委員の辞職願の提出が本日付であったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条 の規定に基づき委員会の同意を求めるものである。

【質 疑】 なし

【採 决】 可決

(審議後、桶谷委員長入室)

- 議案第42号 大津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第43号 大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の制定 について
- 議案第44号 大津市教育委員会の会議の傍聴に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第45号 大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第46号 大津市教育委員会教育長職務代理規則を廃止する規則の制定について
- 議案第47号 大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の 制定について

#### 【説明】

○南堀教育総務課長 議案第42号から議案第47号までについては、平成27年4月1日の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴うもので、さらに改正前の法律に基づく現井上教育長が3月31日付をもって退任されることから、関係規則の整備を行うものである。

規則全体を通して、委員長になっているものは教育長に改正をしている。

議案第42号は大津市教育委員会会議規則の一部を改正するもので、第1条では、改正後の地教行法第16条教育委員会の議事運営の規定に基づき、協議会を含めた会議の議事運営について定めることを目的とするものである。第2条は、委員からの会議招集が可能となることから、臨時会の招集の規定を見直すものである。第6条は、地教行法第14条で議事録の作成が努力義務とされたことに伴い、会議録から議事録に改めるものである。第7条は、教育長の職務代理者を委員から選ぶ必要があることから、職員が代理を務めるというのは削除し、第15条は、教育長が委員でなくなることから、情報を記載するものである。第17条は、委員長及び委員長職務代理者の規定を削除し、協議会の規定を加えるものである。

議案第43号は大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正するもので、 経過措置期間については旧法を適用する旨を規定していた第3条につきましては、経過措置期間終了 に伴い旧法の削除と条番号の整理を行うものである。

議案第44号は大津市教育委員会の会議の傍聴に関する規則の一部を改正するもので、第6条は教育長が委員でなくなることから情報を記載するとともに、委員長を教育長に改めるものである。その他もろもろの整理を行っている。

議案第45号は大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正するもので、こちらも経過措置期間の終了に伴い旧法の削除と条番号の整理を行うものである。

議案第46号大津市教育委員会教育長職務代理規則を廃止するもので、新法においては、教育長の職務代理者は委員のうちからあらかじめ選ぶことになっており、事務局職員から選出する現行の職務代理規則については廃止をする。なお、新法に対応した職務代理規則については、4月の初回の会議に改めて諮らせていただく。

議案第47号は大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正するもので、第1条及び第2条は、経過措置期間の終了に伴い旧法の削除と条番号の整理を行うものである。また、新法において教育長に移譲された事務の管理及び進行状況について教育委員会に報告することが定められたことから、規則第2条に報告の時期について定めるものである。その他もろもろの整理を行っている。

# 【質疑】

- ○日渡委員 会議規則について、今まで協議会というのは明文化されていなかったが、これを明文化 した理由は何か。
- ○伏見教育総務課主幹 協議会に関しては、この間明文化されていなかった。本市においては、平成24年7月の、5年前の事案の件で報道が過熱して以降、それまでの定例会と臨時会という2つの会議に加えて協議会というものが事実上そのころから頻繁に運用されてきた。法定会議とは違うものの、もはや1年度において35回ないし37回ぐらいあり、会を重ねるほどに、この協議会の協議が委員

の公務の中心になりつつある状況を踏まえ、この際、規則においてしっかりと会議を位置付け、法定会議とは別に表すことにした。

- ○日渡委員 他自治体でこれを明文化しているところはあるか。
- ○伏見教育総務課主幹 大阪府枚方市において同様の規定を置いている。
- 〇井上教育長 協議会の性格を考えたときに、やはり委員の自発的な協議を行う場であると思われるので、規則に明文化して行う会議とは少し違う。教育委員として自主的に会議を持って協議をしているということで十分ではないかと思う。
- ○南堀教育総務課長 今回については、この17条は載せない方向でいきたい。協議会の位置づけについては、18条の中で会議及び議事運営等について必要な事項は教育長が会議に諮って定めるとなっているので、今後改めて提案させていただきたい。
- ○桶谷委員長 それでは、議案第42号については、17条を削除した上で採決を行う。

【採 決】 議案第42号について、修正のうえ、可決 議案第43号から議案第47号までについて、可決

#### 議案第48号 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会への諮問について

# 【説明】

〇井口学校安全政策監 議案第48号大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会への諮問については、平成25年10月に重大事態として取り扱った事案について、平成26年度中に事実関係を明確にするため調査を実施し、平成27年に保護者へ説明を行い、その後、学校と教育委員会が一緒に保護者及び代理人である弁護士と、その児童に対する支援方策について、連携の上対応をしてきたところである。

こうした状況の中で、児童と保護者から重大事態と取り扱った以前について、しっかりと調査をしてほしいと要望があったため、既に取りまとめた報告書の追加として今回実施をしたいと考えている。 このため、大津市立小中学校のいじめ等事案対策検討委員会規則第2条に基づき、諮問させていただくものである。

# 【質疑】

- ○日渡委員 以前調査した内容に関わることとして調査を広げることはできないのか。
- 〇井口学校安全政策監 以前の調査については、小中学校いじめ等事案対策検討委員会が附属機関となる前の学校問題緊急サポートチームが調査した事案であり、学校問題緊急サポートチームは附属機関ではなかったため、諮問答申は行っていないため、小中学校いじめ等事案対策検討委員会へ今回の事案の諮問は初めてとなる。

# 【採 决】 可決

閉会 委員長が臨時会の閉会を宣言